

# 障がいのある子供の就学事務手続きの流れ（例）

機 関 名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県教育委員会		(特別支援教育就学指導協議会)							12月末日まで	入学期日 学校の指定 (入学通知)		
市町村教育委員会		学校基本調査  就学猶予・免除児名簿作成 実態調査（4・5歳児） (障がい児について保健機関、 福祉機関、幼稚園等より情報収集)					学齢簿 作成		認定特別支援 学校入学者通 知	市町村教育 委員会 ↓ 保護者へ 通知		
			実態調査（小・中学校在学者） (障がいのあると思われる児 童・生徒の有無についての調査)			就学判断の資 料作成	就学時健康診 断における対 象児の発見		就学判断の資 料作成			
教育支援委員会 (仮称)	第 1 回 委 員 会 (運営組 織)					諮問 ↓ 答申 ↑ 第 2 回 委 員 会 (小・中学校在学者)			諮問 ↓ 答申 ↑ 第 3 回 委 員 会 (新入学者)		第 4 回 委 員 会 (まとめ・ 反省)	
養護教育センター	教育相談											
他 機 関		・児童相談所、病院、市町村の 保健師等との連携							・児童相談所、病院、市町村の 保健師等との連携			
備 考		・猶予・免除で児童福祉施設に 入所が適当と思われる者は、 児童相談所に入所措置等につ いて依頼する。 ・入院の必要な者は、病院にお いて診断を受けるように指 導する。			・委員会の検討の結果、児童 福祉施設に入所して特別支 援学校等に就学する必要が あると考えられる者は、児 童相談所に入所措置等につ いて依頼する。 ・近い将来就学可能な者、訪 問教育の可能な者等の検討 を行う。				・市町村教育委員会は、児童生徒 のうち視覚障害者等について、 第5条又は第11条1項の通知 をしようとするときは、その保 護者及び教育学・医学・心理学 その他の障害のある児童生徒 等の就学に関する専門的知識 を有する者の意見を聴くもの とする。 (学校教育法施行令第18条の2)			